同志社大学大学院司法研究科

2014年度春学期末試験問題

科目名：○国際私法Ｉ

担当者：高橋宏司

持込参照：一切不可（「司法試験用六法」を試験会場で貸与）

試験時間：90分

講評会：

以下の独立した各問いに答えよ。(期末試験総点80点)

(1) 日本人男Ｘと甲国人女Ｙは、婚姻して数年間、甲国で一緒に暮らしていたが、やがて不仲になり、離婚に合意した。Xは、甲国から日本の自らの本籍地に離婚届を郵送し、受理された。

(i) 日本から見て、両者の離婚の準拠法は何国法か。なお、甲国の国際私法では、離婚は夫の本国法によることとされている。(5点)

(ii) 日本から見て、両者の離婚は、方式上有効か。なお、甲国法上、協議離婚が認められており、その方式は、甲国の市町村役場における離婚届である。(20点)

(2) 日本人男Ｘは、甲国人女Ｙと日本にある甲国領事館において、甲国法に従い、甲国領事の関与の下に婚姻の儀式を執り行った。その後、Xは、Yと一緒に甲国に移住し、婚姻届を自らの日本の本籍地に郵送し、受理された。日本から見て、両者の婚姻は、方式上有効か。甲国法上の婚姻の方式は、甲国の市町村役場における婚姻届である。また、甲国の国際私法は、婚姻の方式は挙行地法によると定めており、挙行地は、郵送による婚姻届の場合は、郵送した当事者の所在地であると解されている。(30点)

(3) 甲国人女Xは、乙国人男Yとの間の子Zを日本で出産した。Zは、甲国籍を取得した。Yは、自らを父とし、Xを母とするZの非嫡出子出生届を日本で提出し、それが受理された。その後、XはYと婚姻した。日本から見て、Zは、準正により、XとYの嫡出子となるか。甲国法と乙国法の内容は、以下のとおりである。なお、本事案においては、反致が成立することはないものとする。(25点)

甲国法および乙国法は、非嫡出父子関係の存在と父母の婚姻を要件として準正の成立を認めている。

甲国法上および乙国法上は、父による子の任意認知がなければ、非嫡出父子関係の成立は認められない。

　甲国法上の任意認知の方式は、甲国における認知届であり、乙国法上の任意認知の方式は、乙国における認知届である。

　嫡出でない子につき、父から出生届が提出され、それが受理された場合、甲国法上および乙国法上は、出生届は任意認知の効力を有しない。

なお、嫡出でない子につき、父から出生届が提出され、それが受理された場合、日本法上は、出生届は任意認知の効力を有するものとする。